

オープンカウンタ方式による見積依頼公告

本調達には「電子調達システム」を利用した手続きにより実施するものとする。ただし、「紙」による見積書の提出も可とする。

令和6年4月15日

分任支出負担行為担当官

近畿農政局亀岡中部農地整備事業所長 川原 清文

1 オープンカウンタ方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件名 令和6年度亀岡中部農地整備事業佐伯工区整備工事
- (2) 仕様等 別添仕様書のとおり
- (3) 履行期限 令和6年6月30日まで
履行場所 別添仕様書のとおり

2 見積参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4年・5年・6年農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」において、近畿地域の競争参加資格者であること。又は、近畿農政局における一般（指名）競争契約参加資格において、「京都府」若しくは「管内全域」地域の競争参加資格を有する者であること。又は、令和5・6年度近畿農政局随意契約登録者名簿の登録者であること。
- (4) 公告の日から見積書の提出期限までの期間に、近畿農政局長から近畿農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年10月8日付け26近総第449号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。

3 仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

- (1) 紙媒体による交付場所及び問い合わせ先

〒621-0805 京都府亀岡市安町野々神 31-5

近畿農政局亀岡中部農地整備事業所 技術専門官 原

電話 0771-29-0260

- (2) 電子媒体による交付場所

1) 電子調達システム <https://www.p-portal.hq.admix.go.jp/pps-web-gov/UZB01/OZB0101>

2) 当局ホームページ <https://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/index.html>

4 見積書の提出場所及び期限

(1) 見積書の提出場所

上記3の(1)または(2)1)と同じ

(2) 見積書の提出期限

令和6年4月19日 9時00分から令和6年4月23日 17時00分まで(行政機関の休日を除く。)に、上記3の(1)宛てに持参若しくは郵送(送達過程が記録される簡易書留等)又は電子調達システムにより送信すること。

なお、競争参加資格(全省庁統一資格及び一般(指名)競争契約参加資格)を有する者である場合は、参加資格を証明する書類(競争参加資格証明書等の写し)を併せて持参若しくは郵送すること。(電子調達システムによる場合は必要ない。)

5 見積合わせの日時及び場所

(1) 日時

令和6年4月24日10時00分から

(2) 場所

近畿農政局亀岡中部農地整備事業所

6 見積依頼公告、仕様書等に関する質問

この見積依頼公告及び仕様書に対する質問がある場合は、令和6年4月17日17時00分までに、書面(様式任意、メールによる連絡先を記載すること)の持参、郵送若しくはメール(メールアドレス: yasuihiro_hara120@maff.go.jp)により、上記3(1)あてに提出すること。

なお、電話による受付は行わない。

7 その他

本公告に記載なき事項については、近畿農政局亀岡中部農地整備事業所オープンカウンタ方式実施要領による。

お 知 ら せ

1 農林水産省発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合はその事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省のホームページ

(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf) をご覧ください。

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。